

マッチング拠出 (DC制度) とその他制度の比較

【改正前】2026年4月現在

	マッチング拠出(DC制度)	iDeCo	財形年金	NISA(つみたて投資枠)
利用できる方	厚生年金被保険者(原則70歳未満)*1	原則60歳未満*2	申込時に55歳未満	18歳以上
拠出限度額、非課税限度額、年間投資上限額	月額55,000円以内*4	拠出限度額は、職業や企業年金の有無などにより異なる*5	非課税限度額は、元利合計550万円まで非課税(財形年金と財形住宅の合計)	年間投資上限額は、年間120万円(非課税保有限度額は、1,800万円)
払戻(売却)	原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり)	原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり)	目的に応じて可(目的外は課税)	いつでも可(年間投資上限額の再利用は不可だが、非課税保有限度額の再利用が可)
税制優遇	拠出時(積立時・買付時) 全額所得控除	全額所得控除	—	—
	運用時 非課税*6	非課税*6	非課税	非課税(損益通算不可)
	受取時(払戻・売却時) 一定額まで所得控除の対象*7	一定額まで所得控除の対象*7	非課税(目的外は課税)	非課税
運用益の非課税期間	無期限	無期限	無期限	無期限
口座の維持手数料	会社負担のケースが多い*8	加入者が負担	—	—
元本保証	選択商品により異なる	選択商品により異なる	保証される	保証されない

【改正後】2026年12月以降

	マッチング拠出(DC制度)	iDeCo	財形年金	NISA(つみたて投資枠)
利用できる方	厚生年金被保険者(原則70歳未満)*1	原則70歳未満*3	申込時に55歳未満	18歳以上*9
拠出限度額、非課税限度額、年間投資上限額	月額62,000円以内*4	拠出限度額は、職業や企業年金の有無などにより異なる*5	非課税限度額は、元利合計550万円まで非課税(財形年金と財形住宅の合計)	年間投資上限額は、年間120万円*9(非課税保有限度額は、1,800万円)
払戻(売却)	原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり)	原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり)	目的に応じて可(目的外は課税)	いつでも可*9(年間投資上限額の再利用は不可だが、非課税保有限度額の再利用が可)
税制優遇	拠出時(積立時・買付時) 全額所得控除	全額所得控除	—	—
	運用時 非課税*6	非課税*6	非課税	非課税(損益通算不可)
	受取時(払戻・売却時) 一定額まで所得控除の対象*7	一定額まで所得控除の対象*7	非課税(目的外は課税)	非課税
運用益の非課税期間	無期限	無期限	無期限	無期限
口座の維持手数料	会社負担のケースが多い*8	加入者が負担	—	—
元本保証	選択商品により異なる	選択商品により異なる	保証される	保証されない

- *1 企業(規約)によって加入できる年齢などが異なります。
- *2 60歳以上でも、国民年金の第2号被保険者または国民年金の任意加入被保険者であれば原則として加入できます。
- *3 60歳以上の場合、一定の加入要件があります。
- *4 自社で他に企業年金を実施している場合、法改正前は、「月額55,000円-(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額)」。2026年12月以降は、「月額62,000円-(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額)」。実際の掛金は「法令上の限度額の範囲内で任意」であり、規約の定めに従うことになります。
- *5 改正前は、国民年金の被保険者種別等により月額20,000円~68,000円。2026年12月以降は、月額23,000円~75,000円。iDeCo拠出限度額は、コチラ(<https://rokin-ideco.com/shindan/index.html>)にてご確認ください。
- *6 年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。
- *7 一時金は一定の条件により退職所得控除、年金は公的年金控除が適用となります。
- *8 規約の定めにより、加入者が負担するケースもあります。
- *9 2027年より18歳未満を対象にこどもNISAが新設され、限度額や払い戻しに関する制限が別途定められる予定です。

【2026年4月~】マッチング拠出における加入者掛金額の制限撤廃

マッチング拠出の加入者掛金は事業主掛金を超えないという制限が撤廃され、拠出限度額の枠をより活用できるようになりました。

【2026年12月~】DC拠出限度額の引き上げ

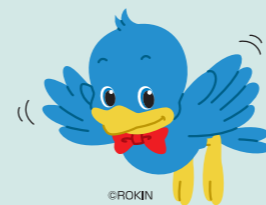
企業型DCの拠出限度額は、月額62,000円から確定給付型(DB、厚生年金基金など)の掛金相当額(他制度掛金相当額)を控除した範囲内となります。

企業型DCの拠出限度額	
企業型DCのみの制度がある場合	月額62,000円
確定給付型(DB、厚生年金基金など)の制度がある場合	月額62,000円-他制度掛金相当額

企業年金に関するご相談・お問合せは

お近くの「ろうきん」

本紙は、DC制度における一般的なマッチング拠出の説明資料として作成しています。具体的な法令の適用、実際に加入する制度とは異なることがあります。詳細は、行政当局にお問い合わせください。



DC制度における

ろうきん

マッチング拠出

マッチング拠出とは、企業型DC制度において会社が拠出する掛金(事業主掛金)に加えて加入者自ら追加拠出することができる制度です。



制度の説明動画はこちら!

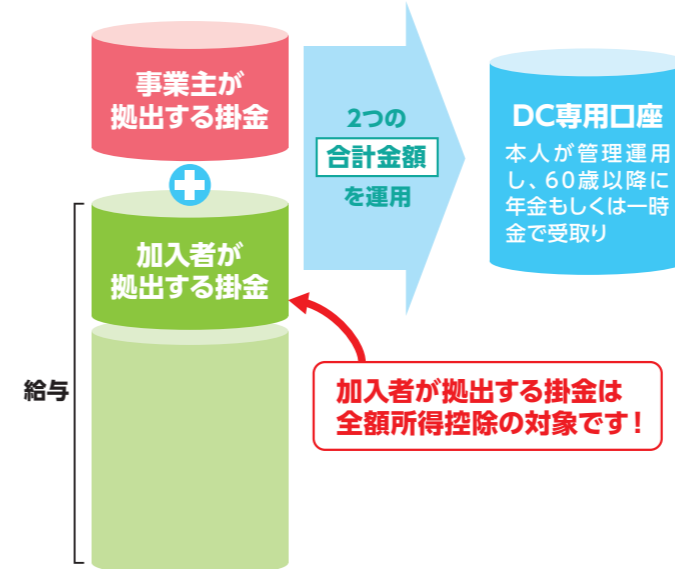
Point

加入者も一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出できます

加入者の掛金は、全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象になるため、所得税・住民税の軽減が受けられます。そのメリットをいかしながらセカンドライフの資金準備ができます。加入者の福利厚生制度の充実を図る等の目的で、約4割^{*1}の規約でマッチング拠出が導入されています。

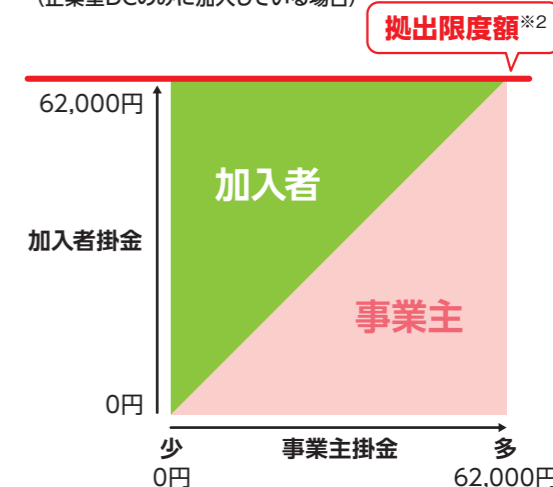
注: マッチング拠出を利用するには、規約にマッチング拠出ができる旨の定めが必要です。

▼マッチング拠出のイメージ



加入者が拠出する掛金は全額所得控除の対象です!

▼マッチング拠出の拠出限度額(月額)(企業型DCのみに加入している場合)



*1 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2025年3月末)」を基に労働金庫連合会が算出
*2 拠出限度額は、改正前は月額55,000円。2026年12月以降は月額62,000円となります。

ご参考

▼リタイア後の収支イメージ(概算)

主な収入が公的年金となる退職後の世帯では、月額5.4万円の生活費の不足が懸念されます。経済的な不安を抱えずに暮らすには、この不足分をどのようにカバーするかが課題です。

収入(月額)	公的年金(65歳以上の夫婦)(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)	23.2万円	不足5.4万円
支出(月額)	平均的な生活費	28.6万円	
支出(月額)	ゆとりある生活費	39.1万円	不足15.9万円

出典: 厚生労働省「令和7年度の年金額改定についてお知らせします」
総務省統計局家計調査報告「2024年(令和6年)家計の概要」
生命保険文化センター「2025(令和7)年度生活保障に関する調査」を基に労働金庫連合会が作成

マッチング拠出 3つのメリット

セカンドライフの準備に向けた
メリットをご紹介します！

メリット 1 加入者の掛金は全額所得控除

マッチング拠出への掛金は、全額所得控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。

メリット 2 運用益が非課税で再投資されます

年金資産の運用益は非課税です。一般の金融商品では運用益に課税される20.315%※1の税金が差し引かれないので、より複利効果をいかした資産形成が期待できます。

※1 所得税及び復興特別所得税…15.315% 住民税…5%

メリット 3 受取方法に応じて大きな所得控除

60歳以降に受取る際に税制優遇が受けられます。受取り方は一時金（一括）・年金（分割）あるいはその併用を選ぶことができます。

一時金…退職金等と合算し退職所得控除が受けられます。
年金…他の公的年金等と合算し公的年金等控除が受けられます。

ケース① Aさんの場合

- 年齢30歳
- 独身
- 掛金：10,000円
（事業主：5,000円
加入者：5,000円）
- 運用利回り：3%
- 年収：300万円

所得税と住民税の軽減額は年間約9,000円となり、
60歳になる30年間で控除額を計算すると…

約**27万円**メリット！

注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。
より詳しいメリットは「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターで計算できます。（留意点1）

60歳になる30年間で運用益は約210万円となり、
運用益に対する非課税額を計算すると…

約**42万円**非課税！

※年金終価係数47.575を用いて、事業主掛金と加入者掛金を合計した将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は800万円+70万円×（30年-20年）
となるので、一時金で受取るなら…

退職金等と合算して**1,500万円**まで非課税！

※受取り総額は5,709,000円（掛金年間120,000円×年金終価係数47.575を用いて、受取り総額を計算）となります。

ケース② Bさんの場合

- 年齢40歳
- 既婚（扶養配偶者あり）
- 掛金：20,000円
（事業主：10,000円
加入者：10,000円）
- 運用利回り：1%
- 年収：600万円

所得税と住民税の軽減額は年間約24,000円となり、
60歳になる20年間で控除額を計算すると…

約**48万円**メリット！

注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。
より詳しいメリットは「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターで計算できます。（留意点1）

60歳になる20年間で運用益は約48万円となり、
運用益に対する非課税額を計算すると…

約**9万円**非課税！

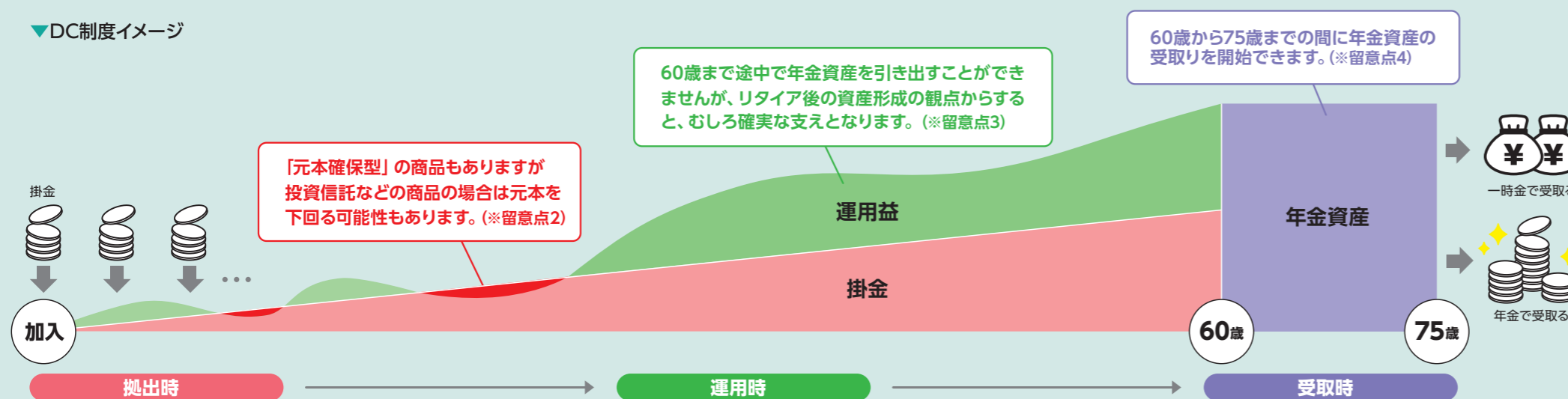
※年金終価係数22.019を用いて、事業主掛金と加入者掛金を合計した将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は40万円×20年となるので、
一時金で受取るなら…

退職金等と合算して**800万円**まで非課税！

※受取り総額は5,284,560円（掛金年間240,000円×年金終価係数22.019を用いて、受取り総額を計算）となります。

▼DC制度イメージ



年金での受取り

公的年金等は雑所得となります。
雑所得は以下の通り算出します。

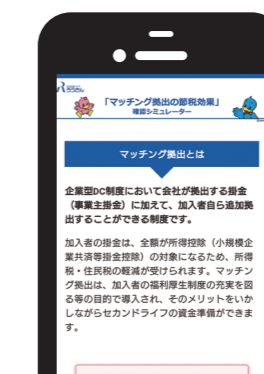
$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除}$$

※「公的年金等」の収入金額は、公的年金・企業年金等からの支給額を合算して計算します。

留意点

1. 「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターでは、より詳細なシミュレーションができます。ぜひご活用ください。
https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin_simulation/matching/
2. 加入者等自身が運用商品を決めて運用指図を行います。運用結果によっては元本を下回ることもあります。DC制度導入企業は、加入者への投資教育を行っていく努力義務があります。
3. 受給開始年齢までは途中で解約・引き出すことはできません（脱退一時金は、一定の要件を満たす場合のみ受取可能）。ただし、死亡した場合は死亡一時金・障害に該当する場合は障害給付金が支給されます。
4. 原則60歳から75歳までの間で受取開始ができます（60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合を除く）。

[本紙は、2026年3月31日現在の関係法令・税制に基づき作成しており、数値は概算値になります。今後、法令改正・税制変更等の可能性がありますので、記載内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。]



ここからアクセス



「マッチング拠出の節税効果」
確認シミュレーター
でさらに詳しく計算！

拠出をした場合の所得税・住民税の軽減効果を試算できます。